

第140回産業統計部会 議事録

1 日 時 令和8年5月8日（月）10:00～12:17

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室及び遠隔開催（W e b 会議）

3 出席者

【委 員】

西郷 浩（部会長）、會田 雅人、二村 真理子

【臨時委員】

小西 葉子、清水 千弘、松下 東子

【専門委員】

川崎 玉恵

【審議協力者】

東京都、愛知県

【調査実施者】

経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室：田村室長ほか

【事務局（総務省）】

阿南大臣官房審議官

統計委員会担当室：谷本室長、赤谷次長、松井政策企画調査官

政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室：越審査官、小森調査官ほか

4 議 題 経済産業省生産動態統計調査の変更について

5 議事録

○西郷部会長 皆様、おはようございます。それでは、定刻となりましたので、ただ今から第140回産業統計部会を開催します。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日は會田委員と私が対面で、それ以外の委員の方はウェブで参加いただいております。

本日は、4月13日の部会に引き続きまして、経済産業省生産動態統計調査の変更について、2回目の審議を行います。本日の部会では、まず、調査実施者である経済産業省から申請書類に誤りがあったと申出がございましたので、その内容について御説明を頂きます。その後、申請書類が変更されたことをこの部会でどう扱うべきなのかについて合意を形成してから、前回の部会で出された御意見や御質問に対して調査実施者から補足資料の形で回答を頂きたいと思っております。さらに、それについて審議する形になります。それが終わりましたら審査メモの残りの論点について審議を続けたいと思っております。

なお、本日の審議は12時までを予定しておりますが、進行によっては若干の前後が出ることを御容赦いただければと思います。円滑な進行に努めますので、恐れ入りますが、

効率的な議事進行への協力をお願いいたします。

それでは、審議に入りますけれども、最初に経済産業省から、申請書類の誤りについて資料1により御説明をよろしくをお願いいたします。

○田村経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 それでは、資料1に基づきまして、申請資料の訂正に関する御報告をさせていただければと思います。

今回、説明資料の作成に当たりまして、総務省政策統括官室からの御指摘を受けまして、申請資料に誤りがあることが判明いたしました。このため、資料の整合性につきまして、改めて関係者に共有した上で、室内全員によります再確認作業を実施いたしました。その結果、資料1でお示しさせていただいております申請資料の別表第1新旧対照表、別表第2調査品目新旧対照表、別表第1（変更後）、別表第2（変更後）の4つの資料につきまして、大変申し訳ございませんが、合計65か所の訂正が判明いたしましたので、お詫び申し上げますとともに御報告させていただきたいと思います。

訂正内容につきまして、資料1及び資料1別添1に基づき、説明させていただきたいと思います。

訂正内容を類型化いたしますと、資料1に記載しておりますとおり、AからEまでの5つの区分に整理することができ、訂正区分という形で資料1の右側に記載させていただいております。

訂正区分Aでございますが、別表第1又は別表第2における調査票名、調査品目、調査事項、調査単位等の記載誤りについて、確認が不十分であったことによる訂正となります。具体的には、資料1別添1を御覧いただきたいと思います。こちらの7ページ左側に修正内容を記載させていただいております。品目名称について、新規品目でございます「シリコンウエハ（回路形成済み）」の送り仮名の表記の誤りです。続きまして、17ページ目の「外部記憶装置」、こちらの中段でございます、「外部記憶装置（内蔵型を含む）」の品目名称に関する記載の誤りです。次は、20ページになりますが、上の段でございます「調査票番号3160」における調査事項の記載誤りなど、別表第2調査品目新旧対照表における訂正です。また、38ページ目でございます、別表第1（変更後）における有機薬品の調査品目の記載誤りです。そして、60ページ目でございます、別表第2（変更後）における「2030機械器具月報（その3）の調査品目表」における調査単位の記載誤りなど、資料の記載誤りに関する確認漏れによるものでございまして、合計47か所と今回、訂正の中で最も多い訂正区分となっております。

次に、訂正区分Bにつきましてですが、同じく資料1別添1の9ページを御覧ください。こちらは、別表第1新旧対照表に記載されております現行調査票の「二次製品月報（製綿・ふとん・網・綱、細幅織物・組ひも・レース）」において、改正案の調整結果を反映しないままの内容を記載してしまったことによる修正漏れでございまして、これに関連いたしまして、別表第2調査品目新旧対照表、別表第1（変更後）、別表第2（変更後）の資料につきまして、合計8か所の訂正となっております。

続きまして、訂正区分Cにつきましてですが、資料1別添1の18ページ目の新調査票番号2100の「農業用機械器具部門」及び「木材加工機械部門」の名称変更に関する情報、

並びに19ページ目の調査票番号3010の「紡績糸設備」の再編情報が、別表第2調査品目新旧対照表に記載されていなかったことによるものでして、合計7か所の訂正となっております。

さらに、資料1別添1の18ページ目におけます令和9年調査の新調査票番号2280につきまして、品目名「一般用エンジン発電機」の名称の記載方法が階層情報を含んだ表記となっていたため、表記の統一化を図る訂正で、こちらが訂正区分Dに該当いたしまして、別表第2調査品目新旧対照表における2か所の訂正となっております。

最後に、資料1別添1の21ページ目の新調査票番号2280におきまして、調査票番号6010のうち、品目番号26039という品目ですが、こちらの生産能力に係る調査品目名が記載されていなかったことから、製品欄の品目との差別化を図るため、調査品目名を記載する訂正が訂正区分Eになりまして、別表第2調査品目新旧対照表における1か所の訂正となっております。

今回の訂正につきまして、訂正区分C、D及びEの訂正につきましては、主として申請資料上の訂正でございまして、統計作成作業そのものへの影響というのは比較的小さなものと考えております。一方で、訂正区分A及びBにつきましては、調査品目の定義、調査事項、調査単位に係る訂正を含んでおり、例えば、別表第2（変更後）の記載誤りがある場合に関しましては、報告者の誤記入を招くおそれがあり、調査すべき内容を正確に把握できなくなる可能性があります。また、別表第1（変更後）に関しましては、省令で定める事項でありまして、統計作成においても影響を及ぼし得ることであることから、正しい統計作成を実施させていただくためにも、資料の訂正をお願いできればと考えております。

次に、このような大規模な修正が発生してしまった原因につきまして、資料1別添2に基づきまして、説明させていただきたいと思っております。従前の申請資料におきましては、主として調査票内におけます調査品目の改正であったため、新旧の調査票イメージを直接並べて、改正情報を示す形で、新旧の調査票イメージを直接対比する新旧対照表を作成することが可能でした。しかし、今回の申請におきましては、調査品目の改正に加えまして、調査票の統合や調査事項の改正など改正内容が多岐にわたっており、従前と同様の資料様式での作成が困難であったことから、総務省政策統括官室にも相談させていただきながら、新たな様式で資料を作成することとなりました。資料作成に当たりましては、調査票改正に係る調整作業の過程で整備いたしました「調査票改正情報一覧」、資料1別添2のイメージのちょうど中央の上に記載をさせていただいております。こちらの「調査票改正情報一覧」を基礎情報として使用いたしましたが、この一覧は現行調査票と新調査票の調査票番号と名称、並びに、新調査品目番号と名称の対比に重点を置いて整備したものであり、調査票に記載されている名称ではなく、判別しやすい名称を用いて整備していることや調査品目の階層情報、調査単位など、調査票に記載されております全ての情報を網羅したものではありませんでした。そのため、調査票改正に係るマスター情報としましては不十分でございまして、資料作成の段階で様々な情報を追加しながら資料作成の対応をさせていただく必要が生じました。この結果、資料間の整合性の確認が非常に煩雑になってしま

ったものと考えております。

これが主に、作成作業、確認作業が非常に煩雑になってしまいまして、今回、訂正区分Aの確認漏れというような形で訂正が発生してしまったと考えております。今後につきましては、申請資料の作成に先立ちまして、調査票に記載されております全ての情報を網羅した改正情報をマスター情報として、適切に整備を行いまして、調査票に関する情報管理の一元化という形で、資料作成、確認作業をより簡便かつ正確に実施できるよう、再発防止に向けた取組を進めてまいりたいと思っております。

今回の調査票改正は、昨年度に御承認いただきました「生産動態統計調査の統一基準」に基づき、統計データの利活用ニーズを一層反映させ、統計精度の向上を図ることを目的とした大規模な改正であり、改正内容も多岐にわたっております。本来であれば、正確な資料に基づき申請すべきところ、不十分な資料での申請となってしまいまして、大変申し訳ございませんでした。

なお、今回の訂正におきまして、申請すべき調査品目につきましての漏れというのは生じておらず、第1回の部会におきまして、御審議いただきました内容にも影響のないものと認識しておりますので、引き続き、御審議賜りますよう、併せてよろしくお願いいたします。

調査実施者側からの説明は以上であります。

○西郷部会長 ありがとうございます。

また、これに関連して諮問の概要及び審査メモにも修正があるということですので、資料2によって、事務局から御説明をお願いいたします。

○越総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室統計審査官 事務局の越でございます。資料2に基づいて説明させていただきます。事務局資料におきましても、ここがございます3点の誤りがございました。

資料2の別添1、こちら、統計委員会の本会議で説明をさせていただいた概要の資料でございますけれども、こちらの6ページでございます。別添1としては次の2ページ目になるところでございますけれども、表の一番下の「⑤名称変更」のところでございます。

「現行」の「トンネル掘削機」というのが、こちら、正しいものが「トンネル掘進機」でございましたけれども、これは完全にケアレスミスとして間違えたところでございます。申し訳ございませんでした。

次に、資料2の「審査メモ」は、第1回の部会で資料として挙げさせていただいているものでございますが、資料2全体の通しのページとしては4ページになります。こちらの、表3の「低圧電力・機器用コンデンサ」とあるところです。正しいところは「低圧電力用・機器用コンデンサ」ということで、こちらは経済産業省から提出のあった申請書類の内容をそのまま引用したものでございまして、先ほど経済産業省から説明のあった今回の誤りの訂正に伴って直すものでございます。

それから、資料2の「審査メモ」ページ5のところでございますけれども、表4の「調査品目の名称変更」で、左側の「現行」のところですが、「トンネル掘削機」、先ほど概要のところケアレスミスをしたという話をいたしましたのが、同じ間違いをこちらでもして

おります。

この3か所について、事務局作成の資料において間違えておりましたので、訂正をさせていただきます。

それから、全体についての御説明でございますが、今回、先ほど経済産業省の説明にもございましたけれども、統計委員会に諮問をさせていただいた後、4月1日付けでこちらの統計審査官室の担当者が交代したということで、新しい担当者が改めて申請書類をチェックしたところ、調査票の変更箇所に入り混じりを見つけたしまして、ほかにも誤りがないかということで経済産業省に確認をしたのが端緒となっております。その結果、先ほど経済産業省から御説明があったように、65か所の誤りが判明しました。

これに関しまして、背景事情として、経済産業省からも説明がございましたけれども、本調査につきましては、調査票が109種類ということで、非常に申請書類が大部であって、また、変更申請の内容が調査事項の改廃や調査票の統合とされており、申請書類が膨大な量になり内容も複雑になっていたと認識しております。また、経済産業省からの説明の中で、先ほどチェックのためのマスター資料が十分でなかったという話もございましたが、十分にチェックされていなかったことに関して今後どうしていくかという問題があると思っております。その上で、今回の内容が先ほど申しましたように、申請書類が大部で、内容が複雑になっているということで、審査の期間についても下審査を行う期間も必要であることから、いつもよりも少し早めに下審査を始めまして、十分に確認が取れるようにしたのですが、それでも、十分に精査された書類の提出がなかなか難しかったということで、今回の事態に至ったということがございます。

我々総務省の審査の体制でございますが、通常一つの申請に関しまして、主担当1名、副担当1名の基本的には2名の体制で臨んでおり、その2名の体制でこれまで対応してきたところでございます。一応当方からは、正式申請ぎりぎりまで修正要請を経済産業省にしてきたところでございまして、正式に申請した際には、申請書類について確認が取れている前提で諮問させていただいたところでございます。一方で、今回のように多数の誤りが見つかったということであり、審査に関しても見直しを少し考えなければいけないかなと考えているところでございます。

再発防止策といたしましては、当方の審査担当の人数で申請書類の細かいチェックまで全て完全にできるような体制を作るのはなかなか難しいところでございますので、一つ考えてございますのは、AIを活用したチェックというものです。まだ具体的にどうするかというのは、今後検討をしなければならないところでございますが、例えば、文書間の矛盾とか不整合などはAIを活用すれば見つかるのではないかと考えているところでございます。

それから、もう一つ、これは我々の体制にも関わることなので、今後検討をしていくことだと思っておりますが、先ほど申しました2名の担当以外の職員によるダブルチェックを可能な限りしたいと思っておりますのでございます。

もう一つ、今回の事案の背景事情として、申請書類が大部であって複雑であったという話をさせていただきましたが、これに関しては、従来から、我々で行っている承認審査で

ございますが、それから統計委員会に提出する書類という形で、統計委員会の審議にも十分に支障がないものとして用意をさせていただいたところでございますけれども、こちらでも今回、誤りを防ぐというような観点から、なおかつ先ほど申しましたように審査や統計委員会の審議に影響がない範囲で整理をさせていただくことも少し考えております。こちらでも多少時間はかかると思いますが、提出書類について整理させていただいて、少しでもこのような誤りがないようにしたいと考えておるところでございます。

事務局からは以上でございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、ただ今の説明に対しまして、質問、御意見等、ございましたら承ります。どうぞよろしくお願いいたします。小西臨時委員、よろしくお願いします。

○小西臨時委員 おはようございます。まず、統計審査官室の担当の方が新しく代わられて、その方々が見てくださったことで、新しい目が入ったことによって今回見つかったことはよかったなと思いますし、その方々もお仕事が代わられて大変だったのに、よくぞ見付けてくださいましたということに、まず、感謝したいと思います。

それと、経済産業省の担当の方々は恐らく連休前、連休中も、もしかしたら作業されていたと思うので、その点に関しても感謝申し上げます。

その上で、訂正が65か所見つかったということですが、これが本当に65か所なのか、人の目と時間の制約を考えると、これだけしかありませんでしたと思うのもすごく怖いと私は思っています。仮に、前回の議論に大きな影響がない箇所だとしても、影響がないとは言い切れない点と、誤りがあった状態で審議しますと委員会に出してしまったことはあると思うので、どうすればよいのかと率直に悩みます。

特に訂正区分Aのところ、例えば18ページ、19ページ、20ページ等のところで、本来は削除すべきものが残っているのであれば、古いものが残っていたものを削除すればいいのですけれども、例えば20ページで3160の染色整理月報のところだと、本当は正しく入っておかなければいけないところが空欄になった状態で資料が作られてしまっているわけですね。古い名称のままのものが入ってしまっていたこともよくないですけれども、本当はあるべき、入れておかなければならないものの名称や、カテゴリー、項目が入っていないことは、その状態で私たちは全部を引用しながら審議しなかったとしても、その資料そのものを使って議論したことになってしまうので、どうすればいいのかなというのが率直な今の感想になります。

先ほどの事務局の御説明をお聞きしていて、人員や時間の制限もある中で、人間の目と手で正誤表を書類で確認していても、絶対に抜け漏れは出てしまうので、生成AIを活用してある程度たたき台のところで突合を行い、その上でマッチングなり揺れがあるところを人間が確認するといった形で、これを契機に、今後は、調査票情報の変更の新旧対応などの作業に生成AIを使う流れになったらいいなと思います。

ですので、調べてくださってありがとうございました。恐らく、調べた方も、これで訂正は65か所で全てですというのもまた怖いと思うのです。本当によかったのか、まだないかなどあると思うので、今回これからの議論をどうするかは、部会長をはじめ、皆さん

の御意見をお聞きしたいと思いました。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。どうでしょうか。まずは訂正が65か所で全部なのかという御意見に対しては、調査実施者からお答えいただきたいと思います。

○田村経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 御指摘ありがとうございます。まさしく非常に複雑な資料になってしましまして、確認作業に関しましては、室内の全職員挙げまして、調査票の担当者から、あとは企画調整の職員のダブルチェックという形でチェックを実施させていただきまして、そのような意味では今回、訂正箇所に関しまして、65か所で全ての洗い出しが完了していると考えております。

そのような意味では、確認作業自体も担当者の資料作成段階では、新しい改正の資料作成ということで手順等の整備がなかなか難しかったのが正直なところではございますけども、最終的に確認作業を実施させていただくに当たりましては、資料の整合性など室内にもしっかりと周知させていただきまして、確認作業を実施させていただいております。複数の目で確認させていただきまして、私どもとしましては、修正箇所はもうこれ以上、発生しないと考えております。

御指摘いただきましたように、生成A Iを使いましてのチェックも積極的に検討の方、進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○西郷部会長 ありがとうございます。できる限りのことはしたということで、それを信じるしかないということだと思いますけれども、確かにどこまでできれば、本当に完全に終わったと言えるのかはなかなか難しい面があると思います。ただ、今回、これをきっかけにマスターファイルをきちんと整備していただいて、それに基づいて精査をしたということなので、前回よりは精度が随分上がっていることになると思いますので、私は、今の御回答をもって部会を進める上で、申請書類に関する不備は全部修正されたと捉えております。

小西臨時委員、何かございますか。

○小西臨時委員 この結果を、生成A Iを使って念のためチェックするのはどうでしょうか。全部の新旧の調査票を読ませてこのような表を作ったけれども、この点について齟齬はないかとか、例えば、マスターファイルを作ったけれども、このマスターファイルに全部入っているかとか、経済産業省のA Iの活用のルールがあると思うのですが、そのようなチェックをしたら安心材料になっていいのではないかなと思いました。

訂正箇所が65か所で、私は疑っているわけでもないですし、それで大丈夫だというのはいいのですが、でも、それでもし訂正がもう1個、2個見つかったときに、また確認するのも大変だろうと思うので、もし今の段階でも生成A Iを使ってチェックができるのであればされたほうがいいのかとは思いますが。また今後の審議の過程で新たな訂正箇所が見つかった場合には、その都度共有いただければよいと思います。今のところ、今日5月8日の時点で65か所だったことは私も納得します。ただ、チェックや改良、マスターの改良やマスターを育てることはずっと続けなくてはいけないことなので、続けていただ

きたいと思います。そのために必要であれば適宜、生成A Iなどを活用していただきたい
と思います。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。どうですか。生成A Iでチェックすることがかなり
大きな手間になるということであれば、今後の課題で、次回、同じような変更や品目の
変更があるときに、今度は人手だけではなくてそのようなものを使う手はあると思います
けれども、今回の申請に関して、傍証という言い過ぎかもしれませんが、人手に
よる確認作業に加えてA Iによるチェックのようなものもやることがもしできるようなら、
もちろんしていただければと思うのですが、どうですか。

○田村経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 御指摘いただきました
ように、より確実なチェックということで、そのような意味では生成A Iを使いましたチ
ェックが、まだ実施できておりません。どのような形で、どこまで生成A Iを使ったチ
ェックができるのかどうか、検討なども必要でございますので、こちらは、引き続き検討は
させていただきたいと考えております。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。小西臨時委員、それでよろしいですかね。
今すぐにとというのはちょっと難しいというお話です。

○小西臨時委員 もちろん、はい、分かりました。

○西郷部会長 ほかにいかがでしょうか。ございませんか。

それでは、先ほど小西臨時委員からも御指摘があったのですが、部会として今回
の申請の変更をどのように扱うかについて、皆さんの御意見を伺いたいと思います。議論
の方向を最初から定める意味ではありませんが、まず、私の考えを述べさせていただいて、
それについて、特に反対意見があるときには反対とおっしゃっていただければと思います。

私としましては、まずは前回の部会における議論は有効であったと考えたいと思います。
したがって、今日これからやっていただきます議論に関しても、前回の議論の続きで、前
回の部会の内容を活かす形で議論を進めさせていただければと思っております。

その理由ですけれども、先ほど経済産業省からの説明がございましたように、品目の設
定に関しては、意図したものを漏れなく掲げたつもりであるということで、その説明をし
ようとすれば、問題は品目の説明定義、あるいは表記の仕方が不十分であった、不完全で
あったということだと思います。その中に含まれているものとして、例えば、資料1の
「資料の訂正について（調査実施者）」の1ページ目、一番左側の列に書いてある「資料
名」の上から2番目の「別表第2調査品目新旧対照表」の中のページでいうと18ページ
に入っているものですが、例えば「一般用エンジン発電機（75kVA以下）」という
のが、本来だったら括弧ではなくてアンダースコアであるべきだったので、これは確かに
間違いではあるかもしれませんが、調査票から統計を作るとき、ないしはそれを利用
するときには、恐らく大きな影響なく吸収できる間違いであると考えられますので、そ
ういったものは比較的その影響は軽微であろうと思います。

問題になりますのは、品目の定義に関わるようなものがいくつかあるわけなのですが、
例えば、同じ「別表第2調査票品目新旧対照表」の20ページで、「●」と「×」が

あつたりなかつたりするのですが、これは在庫の扱いでしたか。

○田村経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 はい。

○西郷部会長 「●」であるか「×」であるかというのは在庫の扱いについて違いがあるということで、これは記号としては非常に小さなものではありませんけれども、統計の作成あるいは利用に関しては結構大きな影響を持つものであると思います。そのように、大部分は影響が小さいものですが、中には影響がかなり大きいものがあったと思います。

ただ、前回の議論では、このような品目の中身に及ぶ議論はあまりなくて、主に、どういう調査品目を統合したり、あるいは新設したりするときに、どういう手続でそれが行われたのかについての質問が主たる質問の内容であったということを議事録でも確認しましたし、私の記憶でもそうっております。ですので、その質問自体は、今回、御回答いただくことで答えることができますし、あと前回、決定したことは何もなかった、幸か不幸か、質疑が非常に多く時間を割く形になりまして、何か部会として決定したことは一つもありませんでした。ですので、今回、前回いただいた宿題に対する回答から始めて、もし今回申請の内容に訂正が加えられた変更に基づいて、また新たに質問がある場合にはそのときに質問していただければいいと思いますので、私の考えとしては、部会の進め方として、前回、第1回の生産動態統計調査に対する審議の続きとして、今回、第2回の審議を続けたいと思っているのですけれども、それについて御意見があれば伺いたいと思います。

小西臨時委員、よろしくお願いします。

○小西臨時委員 ありがとうございます。私も部会長の話を聞きながら、前回、何をやったかを思い出したら、前回はいろいろ議論の論点はあったのですが、少し材料が足りないところがあったので、材料を今回の2回目で出していただいて、それについて再度、議論をする形でしたので、前回の部会での話をそのまま、何か変更したりなかったことにする必要はないということは賛成します。

お願いがありまして、今回初めて資料1の別添1や別添2を見せていただきましたけど、今、この表、1ページの資料だけでも理解するのが私たちは難しく、御説明いただいた百何十ページの内容は、全てを把握し続けることは難しいと思います。ですので、65か所の訂正で、影響は少しあるかもしれないけど、気にしなくていいのは訂正区分BとEの件数が少ないもの、訂正区分Aは、確か54か55かあって、Aに関しては単位の誤りや、在庫の有無もあって、回答していただくときにも影響があるようなものも含まれています。これは個数が1個だからいいとか50個だから駄目だとかではなくて、そもそも起こったら困ることだと思うので、これからの審議のときに、訂正が入っているような箇所は、これは例えば訂正区分Aの訂正がこの部分には入っていますとかDが入っていますとか、少しマーキングして言ういただけると私たちもより気を付けて議論するようにできるので、今回の訂正の御報告を、今後の部会の中でも情報として適宜説明のときに加えていただくと非常に助かると思っています。ですので、反対意見はありません。お願いします。

○西郷部会長 ありがとうございます。それは説明のときに、適宜情報を加えていただくことでよろしいですね。

ほかに、部会の進め方について、御意見があったら伺いたいと思いますけれども、これについては今、合意をしていただかないと先に進めません。それでは、特に反対意見がないことから、前回の部会に引き続いて審議を進めさせていただければと思います。

また、当然のことではありますけれども、答申案において、今回諮問された統計調査の変更に関わる申請書類について、調査実施者である経済産業省から説明があったとおり修正する必要があるため、その旨を答申案の中で指摘したいと思っております。

それでは、前回の部会で出された御意見につきましての審議に移らせていただきます。まず、調査実施者から御説明をお願いいたします。

○田村経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 それでは、席上配布資料という形にさせていただいておりますけれども、「調査実施者説明補足資料」という資料でございます。こちらに基づきまして、第1回部会におけます御指摘事項に関する説明をさせていただければと思います。

第1回部会におけます審査メモの調査品目等の見直しの審議におきまして、御指摘いただきました事項になります。まず、前回審議におきまして、改正案に至る経緯が全体として抽象的であり、具体的な検討過程が分かりにくいとの御指摘を頂いております。このため、本日は改正案に至るまでに実施した調査研究事業の研究会における検討、業界団体、IIP・SNAの作成部署、所管原課との調整など、具体的な検討過程につきまして、まず、全体の御指摘点に対する回答という形で説明をさせていただければと思います。

まず、補足資料の1ページ目になります。「補足資料①」という形になっておりますけれども、こちらには、改正案に係る調整の全体の流れを示させていただいております。最初に調査票改正案を策定するため、調査研究事業を実施させていただきまして、学識者、業界団体の役員、IIP・SNA作成部署の担当者等を構成員といたします研究会を設置させていただきました。この研究会におきまして、関係部署との調整を前提といたしました、調査品目及び調査事項の初期改正案を策定させていただきました。

初期改正案の作成手順とイメージにつきましては、資料2ページでお示しさせていただいております。まず、関係部署との調整を前提といたしまして、統一基準に基づきまして、年間出荷額が100億円未満の品目及び秘匿品目を機械的に抽出いたしまして、その上で、令和8年経済センサス-活動調査における調査品目の品目定義などを考慮しつつ、調査票上の同一の上位分類に属する調査品目が存在する場合には可能な限り統合するという方針の下、一定程度、機械的な整備ではございますけれども、初期の改正案の策定を行っております。

1ページに戻りまして、この後、初期改正案を基に、統計の一般利用者及び記入者の代表でございます業界団体との調整を行いました。これらの調整結果については、研究会での検討を経た上で、IIP・SNAの作成部署及び所管原課と行政ニーズに基づく調整を実施させていただきまして、その結果を取りまとめております。取りまとめた結果について最終的にはパブリックコメントを実施させていただきまして、広く国民の皆様からも意見を募集した上で、今回改正案の確定、決定という段取りを取っております。

続きまして、資料3ページ、「補足資料②」になります。こちらでは、業界団体との調

整の流れを示しております。研究会で作成いたしました改正案及び統一基準に関する資料を用いまして、全ての調査品目及び調査事項の改正案について、所管する業界団体に対してメールによる意見照会を行いまして、その回答内容を踏まえて調整を実施いたしました。調整内容を類型化いたしますと、意見照会に対して回答がなかった場合、改正案について了承を得た場合、意見の提出があった場合、又は打合せ等による説明要請があり、個別に調整を行った場合の4つの区分に分類することができます。これらについては、審査メモに記載されている事例を踏まえまして、「補足資料⑤」におきまして、調整区分BからEのそれぞれの対応内容を整理させていただいております。

このうち、個別調整を行いました調整区分D及びEに関しまして、打合せによる要請、意見提出への対応と個別調整という形ですが、こちらの案件に関しましては、4ページ目にお示しさせていただいておりますように、調査品目の定義、将来の見通し、統計データの利活用状況等を判断基準といたしまして、それぞれ業界団体と調整を行わせていただきました。具体的な調整内容につきましては、案件別の事例について「補足資料⑤」で説明をさせていただきたいと思っております。

次に、5ページ目になります。「補足資料③」になります。IIP及びSNAの作成部署との調整の手順、作業の手順を示しております。IIPやSNA作成における生産動態統計調査の利用に関しましては、調査票情報の二次利用申請によりデータ提供も行っておりますが、実際の利用方法の詳細につきましては把握できていないところでございます。改正による影響を当室において個別に検証することは困難な状況でございます。このため、これらの部署には、研究会の審議協力者として調査票改正案の検討に参画いただきまして、改正に係る情報共有を行いつつ、また、6ページにお示しさせていただきました業界団体との調整結果を取りまとめた資料を基に、全ての調査品目及び調査事項の改正内容を提示させていただきながら意見照会を実施させていただいております。この中で、各指標への影響について確認いただいた上で御意見を頂戴しております。これらの調整の結果、作成部署における統計データの利活用状況等を踏まえ、当初は品目統合とする改正案であったものを現行のまま調査するといった変更をした事例に関しまして、5ページ目の赤枠でお示しさせていただいております。

次に、資料7ページでございます。「補足資料④」でございますが、所管原課との調整の手順につきましてお示しさせていただいております。所管原課との調整に関しましては、IIP・SNA作成部署への意見照会と同じタイミングで同一資料を用いて実施いたしました。この結果、新規調査品目に関する要望や既存の調査改正案に関する意見が提出されておりまして、新規調査品目に係る調整内容や調整の結果、改正案を変更した事例についても、こちらの7ページの赤枠におきまして、お示しさせていただいておりますが、品目改正の調整では必ずしも要望を反映できなかったケースもあります。

続きまして、8ページ、「補足資料⑤」に関しましてですが、審査メモに示されました事例に関する業界団体との具体的な調整内容をお示しさせていただいております。まず、こちらの8ページには、先ほど「補足資料②」で説明させていただきました調整内容の類型ごとに、実際の対応状況を整理させていただいております。調整区分としましては、

「補足資料②」で示した4区分に、新規調査品目に関する調整であります調整区分Aというものを加えた5つの区分でお示しをさせていただいております。審査メモに記載されております13の事例のうち、7件が意見照会に対して了承を得たという調整区分Cに該当する事例になっております。打合せにより個別調整を行いました調整区分Eが2件、意見照会に対して反応がなかった調整区分Bと意見提出を受けまして個別調整を行った調整区分Dが、それぞれが1件ずつとなっております。また、審査メモの事例には含まれておりませんが、業界団体との調整の結果、当初の改正案から内容を変更した事例につきましても、併せて資料の中でお示しをさせていただいております。後ほど説明させていただきます。

次に、業界団体と調整を行った案件数につきまして、8ページの右側にお示しさせていただいております。こちらの今回調整を行った案件数ですが、調査品目統合に関しましては156件、この156件中、当初の改正案のまま調整が完了したものが上の「品目統合」というところの82件となっているのですが、その下に括弧書きで9件と記載させていただいております。こちらは、最終的には品目統合となったのですが、品目の統合範囲は変更した案件数になりまして、当初の改正案どおりという案件は73件にとどまりまして、それ以外の83件については、調整の結果、改正内容を変更させていただいているという結果になっております。また、「調査廃止」の71件に関しましてですが、このうち初期の改正案のまま調整が完了したものは28件で、それ以外の43件につきましては改正内容を変更しておりまして、一定程度機械的に策定いたしました当初の改正内容を業界団体との調整により見直しを実施させていただいた結果になっております。

これ以降、審査メモにおけます各表に示されました例示につきまして、資料に沿って御説明をさせていただきたいと思っております。まず、審査メモ、表2の新設の事例についてになります。9ページ目には、統一基準に基づく新規採用品目であります「鉄粉、鉄系粉末」及び「紙管」に係る調整内容をお示しさせていただいております。研究会において、年間出荷額が500億円以上の要件を満たす候補品目を選定した上で、業界団体へのヒアリング調査を実施いたしました。最終的には、業界団体の役員にも専門委員として研究会に参加いただき、調査の実施可能性について確認した上で、新規調査品目として選定をさせていただいております。

続きまして、10ページ目になります。行政ニーズに基づく半導体関連品目の新設事例をお示しさせていただいております。こちらは当初、行政ニーズということで、研究会立ち上げ時から全ての研究会における検討過程において、業界団体の役員等に専門委員として参画、参加いただくとともに、個別ヒアリングも実施して、品目定義や回答可能性についての検討を実施させていただきました。この結果、「シリコンウエハ（回路形成済み）」、「半導体製造用薬液」、「半導体材料ガス」の3品目を新規調査品目として選定させていただいております。

次に、審査メモの表2の統合の事例についての御説明になります。11ページには、「化学繊維紡績糸」に係る品目統合の調整内容をお示ししております。現行の4品目に関しましては、いずれも規模が小さく部分的な統合では統一基準を満たさなかったことから、4

品目を統合する改正案とさせていただきました。これを基に業界団体への意見照会を実施させていただきましたが、意見照会に対する明確な回答が得られなかったため、最終的には了承扱いとして、調整を終了させていただいております。

12ページは、「はん用ガソリン機関」に係る品目統合の事例を示させていただいております。こちらはいずれも秘匿品目で、現行の公表物において、既に統合した数値で公表をさせていただいていることから、この2品目を統合する改正案とさせていただき、意見照会を実施させていただきました。この結果、打合せによります個別調整の御要請を頂きまして、調整、打合せによりまして、業界団体から改正案に対する了承を得ております。

続きまして、審査メモ、表2の廃止の事例についてになります。13ページになりますが、「避雷装置」、「補聴器」、「電気かみそり」、「薄型テレビ」の調整内容を示しております。こちらは、調査票内で統合可能な調査品目を見いだすことができなかったため、それぞれ他の品目との品目統合を諦めまして、調査廃止という改正案にさせていただきまして、業界団体に対する意見照会の結果、了承の回答を得ております。

次に、審査メモ、表3の品目統合に伴う調査事項の廃止の事例になります。14ページには、「破碎解体機」と「破碎機」の統合に伴いまして、「受入」、「出荷」、「月末在庫」を廃止した事例を示させていただいております。こちらは、添付した数表を御覧いただきますと分かりますように、「破碎解体機」に関しましては、受注生産で生産と販売がほぼ一致している形態でございますので、「受入」、「出荷」、「在庫」、「月末在庫」につきましては、品目統合に伴いまして、調査事項を廃止という修正案として提案をさせていただき、業界団体からの打合せの要請がございまして、打合せを経まして了承との回答を得ております。

続きまして、15ページですが、「特別高圧・高圧電力用コンデンサ」と「低圧電力用・機器用コンデンサ」の統合に伴います、「第2生産数量」の廃止について示させていただいております。事業所数や品目数量も多い「低圧電力用・機器用コンデンサ」の調査事項に合わせまして、「第2生産数量」を廃止するという改正案で、業界団体に意見照会を実施いたしましたところ、品目統合後に生産金額の把握が可能であれば利活用上問題ないとの回答があり、改正案についての了承を得ております。なお、2品目の生産数量の推移につきましては、グラフをお示しさせていただいておりますが、オレンジ色が見えない形になっておりますが、品目統合により、ほぼ「低圧電力用・機器用コンデンサ」の動きとなっております。そのため、2品目の類似性、統合したものの類似性というのがどうしても見いだすことができませんが、生産金額に関しましては、一定の類似性が認められる形となっております。

16ページになりますけども、「デジタル伝送装置」と「その他の搬送装置・付属装置」の統合に伴います「生産数量」の廃止につきましてお示しさせていただきます。いずれも秘匿品目ということで、現行でも統合した品目の生産金額のみ公表していることから、2品目を品目統合するとともに「生産数量」の調査事項を廃止する内容を改正案として提示いたしまして、了承を得ております。

続きまして、審査メモ、表3の調査品目の再編・統合の事例になります。17ページに

は、「一般用エンジン発電機」について、貿易統計の分類を参考に「75kVA以下」、「75kVAをこえるもの」に再編・統合した事例をお示ししております。意見照会の結果、改正案に特段の意見、異議はなく、了承を得ております。こちらは、4品目中3品目が基準未満ということで、当初、全品目を統合することで一旦検討を行ったのですが、区分情報を設けた方がいいだろうということで、貿易統計の品目区分を参考にさせていただきまして、再編を行う改正案を策定いたしました。グラフもお付けしていますが、こちらは、品目の動きの類似性は見いだすことができない形ではございます。

続きまして、調査品目の変更内容、再変更に関する事例になります。18ページですけれども、「毛織物」につきまして、製品欄の品目統合に伴いまして、用途別の「生産内訳」の把握対象を「毛織物」に変更した事例を示させていただいております。業界団体への意見照会の結果、改正案のとおりで問題ないという回答を得ております。なお、回答事業所数を見ますと、圧倒的に「そ毛」のみ報告の事業所数が多い状況でございます。

次に、受入内訳の変更の事例になります。19ページです。審査メモ、表4の生産内訳の変更の事例になります。染色整理月報における調査品目別生産内訳の廃止について、お示しをさせていただいております。業界団体との個別の調整の結果、秘匿を解消する観点を踏まえまして、当室から提案をさせていただきました調査票の改正案の内容を御確認いただきまして、了承との回答を得ております。こちらは先ほどございました訂正区分Aで、実際には変更情報で在庫の調査に関するマーキングが誤っていたところでございますが、こちらは製品欄という形になりまして、この説明資料の中では在庫に関する内容には触れてはおりませんが、先ほどの訂正区分Aに関連した案件になります。

続きまして、受入内訳の変更に関する事例になります。20ページにおきましては、機械器具月報における「受入国内」、「受入海外」を統合しまして、「受入」という形で統合する事例につきまして、示させていただいております。データ利活用状況を踏まえまして、改正案を策定させていただきました。この結果、業界団体からも了承の回答を得ております。

最後に、業界団体との調整により、改正内容を変更した事例につきまして、21ページにお示しさせていただいております。基準未満又は秘匿を理由といたします品目統合案について、調査継続又は調査廃止へと改正内容を変更した事例でございまして、それぞれデータの利活用の公益性や将来の見通しを業界団体に確認いたしまして、判断をさせていただいたケースになります。上の2件に関しましては、基準未満の調査品目について、品目統合を改正案として意見照会を実施させていただきまして、調査継続の意見提出があり、個別調整においてデータの利活用状況について確認した結果、業界の動向を把握する上で必要なデータであり、公益性の高い利用がされていることから、現行の調査品目のまま、調査継続という形で改正内容を変更した事例になります。

下の2つでございまして、秘匿の調査品目について、品目統合を改正案として意見照会を行いました。意見提出がございまして、個別調整を実施させていただく中で、データの利活用状況について確認しましたところ、秘匿品目と統合する調査品目は業界の動向を把握する上で重要な品目であり、他の品目と統合するとその動向が把握できなくなり、デー

タの利活用において支障が生じるため、現行のままとしてほしいという御要望を頂きました。このため、この御要望と先行きについても事業所数が増加する可能性は低いという回答もございまして、これらの状況を踏まえまして、秘匿品目については統合ではなく、単独で調査廃止とする改正内容に変更させていただいた事例になります。「補足資料⑤」につきましては、以上になります。

続きまして、22ページの「補足資料⑥」では、調査品目・調査事項の見直しによります記入者負担軽減の状況について、審査メモに示されました各事例の記入した負担軽減率を示させていただいております。記入者負担軽減率の算出に当たりましては、23ページのイメージを御覧いただければと思います。生産動態統計調査において事業所が各品目の全ての調査事項を報告しておるわけではなく、報告する調査事項の数は事業所ごとに異なることを踏まえました。また、改正対象となっております調査票以外の調査票についても、併せて複数枚提出を頂いているケースもございます。これらの点を踏まえまして、今回イメージにございますように、調査票改正品目に関連いたしまして、事業所で御報告いただいておりますセル数そのものを用いて改正前、改正後のセル数という形で、記入者負担軽減率を算出させていただいております。

記入者負担軽減率に関しましては、22ページの流れでの算出方法となっております、こちらの算出方法で24ページから26ページにかけまして、それぞれ事例ごとに、算出できるものについては算出した結果をお示しさせていただいております。

最後に、27ページの「補足資料⑦」でございます。調査票をまたぐ品目統合についてお示しをさせていただいております。今回の調査票改正において、調査票をまたぐ品目改正が発生しておりますのは、統合対象となります14の調査票における「労務欄」の「事業所」の「月末従事者数」、ちょうどイメージのオレンジ色で示させていただいているケースでございます。こちらのケースと、あと新調査票の化学月報における労務部門の「労務欄」の3部門の「月末従事者数」を統合するという合計15件の品目統合に関してのみ、調査票をまたぐ品目改正となっております、その他の品目統合に関しましては、全て現行の調査票内での統合となっております。

以上、調査品目及び調査事項に係る関係部署との調整に関する補足資料の御説明となります。

続きまして、もう一つ、席上配布資料として配布させていただいております第1回部会における御指摘事項と補足資料の対応につきまして、説明をさせていただきます。まず、一番上の1点目に関しましては、今、全体での説明を回答に代えさせていただければと思います。

2点目でございます。2点目の調査票をまたぐ品目統合の有無につきましては、こちらの方は、補足資料の27ページ、「補足資料⑦」でお示しさせていただいております。

3点目、品目の統合前と統合後の数値の見え方、集計値の見え方につきまして、「補足資料⑤」の11ページ、12ページ、14から17ページにかけまして、それぞれ集計表やグラフでお示しさせていただいております。

4点目になります。IIPとSNAの作成部署の調整に使用した資料についてでござい

ますが、こちらは、補足資料2ページ及び「補足資料①」の6ページに、実際に当該部署との調整に用いました資料をお示しさせていただいております。

5点目の業界団体からの意見につきましては、補足資料の8ページから21ページの「補足資料⑤」の中で、業界団体との意見交換、調整内容についてお示しをさせていただいております。

6点目の記入者負担の軽減状況につきましては、補足資料22ページから26ページの「補足資料⑥」におきまして、お示しさせていただいております。また、業界団体の意見の受入状況につきましては、補足資料の8ページ及び21ページの「補足資料⑤」の中でお示しさせていただいております。

7点目の業界団体の判断や理由の論拠というところでございます。当室において把握することは困難な状況でございますが、統計データの利用者と記入者という2つの視点で改正案を御確認いただきまして、支障がある場合には、意見提出をしていただいた結果、補足資料8ページでお示ししましたように、半数以上の改正案について改正内容を変更するといった結果になっており、また、21ページに関しましては、具体的に改正内容を変更いたしました際の調整内容をお示しさせていただいておりますが、このような形で当方の改正内容をきちんと受け止めていただきながら、御判断を頂いていると考えております。また、グラフのイメージ等につきましては、「補足資料⑤」の11ページ、12ページになります。補足資料の11ページ、12ページ、14ページから17ページで、先ほどの御指摘と同様に集計表やグラフなどでお示しをさせていただいております。

8点目、毛織物の回答事業所数につきましては、補足資料の18ページの中でお示しさせていただきました。

最後に9点目、最後の御指摘事項になります。回答欄の減少状況につきまして、こちらでも再度の回答という形になりますが、補足資料の22ページから26ページの記入者負担軽減率表、軽減率という形で22ページから26ページの「補足資料⑥」でお示しさせていただいております。

調査実施者からの補足資料の説明は以上となります。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。今の御説明は変更された内容に基づいての説明だと思いますけれども、何か変更された点が資料の中で出てきたところは特に言及がなかったのですけれども、気にしているのは前回の質問の内容、私は恐らく影響はないと思っていたのですけれども、本当に影響がなかったかどうかを説明者として、例えば、どの部分に関しては前回から、調査項目ないしは品目の表記に関して変更が加えられた点だけでも、質問の内容は、このように受け取ったので今の回答になっているとか、そのような補足事項みたいなものはございますか。

○田村経済産業省大臣官房調査統計グループ鉦工業動態統計室長 そのような意味では、表記上の訂正ということだと、例えば、席上配布資料、調査実施者説明補足資料の10ページ、「補足資料⑤」で「シリコンウエハ」の新規品目の名称変更という変更を踏まえた形で説明をさせていただいております。

○西郷部会長 特に統計の作成と利用に関わるような大きなものについては、もしあった

らそれを指摘していただければと思いますけれども。

○田村経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 そのような意味では、表記上の訂正によります、変更を踏まえている形になっておりまして、先ほど説明の中で挙げさせていただきました、大きなところでは、19ページにございます染色整理月報につきまして、議論の中では、製品欄という形ではございますが、修正内容といたしまして、在庫の調査の有無につきまして、変更をさせていただいております。ただ、今回の議論の中では、製品欄に関する議論という形で影響がないと考えております。

それ以外は表記上の変更、修正を反映させていただいた形になっております。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、前回の部会で頂いた御意見、御質問に対して、調査実施者から回答していた形になりますけれども、非常に多岐にわたる内容なのですが、いかがでしょうか。松下臨時委員、よろしくお願いいたします。

○松下臨時委員 まず、我々が例示や数字をお願いしたところ、大変詳細にまとめていただいて本当にありがとうございます。どういう検討経緯があつてこうなったのかが大変よく分かりました。

質問が2点ありまして、「補足資料⑤」の8ページに関して、調整区分ごとの件数を先ほど口頭でお伝えいただいていたような気がするのですが、これはどこかに記載がありますでしょうかというのが1つ目の質問でございます。

もう一つの質問が、調整区分でいうと特にCの部分がすごく心配だと思っております、前回もほかの委員の方から御指摘があつたのですけれども、例えばこれがいい例かどうか分からないのですが、「補聴器を廃止します」、「はい」で、調整区分Cですとなったときに、補聴器は、今は数量が基準未満なので廃止と区分されるわけですが、今は小さいけれども、これから先、人口動態的に考えるともしかしたら伸びていくかもしれない、そのときに、中断してしまっている部分があると時系列が追えないかもしれない、というような時系列のトレンドや今後の予測を俯瞰的に踏まえて判断をするという作業がきちんとなされているといいなということです。「問題なし」とされているものについて、例えば14ページにあるような、調整区分E、いわゆる打合せで詳しく説明してくださいと要請があったものでお示しになられたように、調整区分Cに分類されたものでも実際の数値や時系列のトレンドを示した上で項目を廃止していいかというようにお尋ねになったのか、それとも、基準未満なのでこの品目は廃止しますとか秘匿しますとかという御連絡のみで、異議なしとのお返事をいただいたのかというのが2点目でございます。

○西郷部会長 ありがとうございます。では、お答えいただければ。

○田村経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 ありがとうございます。それでは、1点目の調整区分ごとの件数に関しまして、調査実施者説明補足資料の8ページになりますけれども、こちらでお示しさせていただきました表の中、例えば、調整区分のAですと、表2のa【新規】が1件、表2のb【新規】が1件という形で、2件とカウントをさせていただきました。調整区分Bに関しましては、照会意見に対しまして反応がない事例で、表2のc【統合】の事例1件が該当しております。調整区分Cは、意見照会に

対し了承の回答をいただいたもので、表2のe【廃止】、表2のf【廃止】、表3【調査事項の廃止】、表3【品目の再編・統合】、表3【品目の範囲変更】、表4【受入内訳の変更】という形でカウントをさせていただきました。

○松下臨時委員 理解しました。おっしゃっていただいた件数は審査メモの記載場所であって、意見照会に対して反応がなかった業界団体が何件あったかということではないということですね。

○田村経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 さようでございます。こちらでお示しさせていただいている事例が何件該当しているかということで、お示しさせていただいております。

○松下臨時委員 事例の件数だったのですね。

○田村経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 はい。

○松下臨時委員 ちなみに、調査区分ごとのA、B、C、Dのそれぞれの分布はどれくらいなのか。何件くらい反応なしがあり、何件くらい打合せをしたというのが分かりますでしょうか。

○田村経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 申し訳ございません、全体の件数は把握できておらない状況でございます。

まずは最初に、2点目の御回答にもなるかと思うのですが、まずはこちらの照会に関しましては、御指摘いただきました時系列データなどはお示しせずに、補足資料3ページにございますような改正内容をお示しさせていただいた上で、調整をさせていただいた形になります。その上で、実際には先ほど御説明でも示させていただきましたように、改正の内容をしっかりと御確認いただきながら、活用状況等、踏まえまして、業界団体の方からは御意見をきちんと頂いているという認識はしております。

そのような意味で、業界団体における内容確認と根拠、理由等に関しまして、こちらでも把握しかねておるところではございますけれども、そのような意味では内容を踏まえまして、現状のデータをしっかりと御確認いただいた上で御回答を頂いているとは認識しております。

こちらも件数に関しましてなのですが、総トータルに関しましては、先ほど8ページでお示しをさせていただきましたとおり、品目統合で156件、調査廃止に関しまして71件となっておりまして、実は気にしておったのは返答なしで回答、形式的に了承という形で整理をさせていただいたものにつきまして、件数が7件ほどあるのですが、それぞれの対応に関しましては、当初反応なしのところから再度連絡させていただきまして、意見提出という形に変わったというものなどもございまして、正確な件数は把握できておらないのが正直なところでございます。

○松下臨時委員 分かりました。ありがとうございます。

結構、御提案に対して差戻しとか、こうしてほしいという御要望があったというのが、業界団体様の方でもしっかりとご検討いただけたと安心な反面、やはり伺うと出てくるのだなというところがありましたので、詳しく聞かせていただきました。ありがとうございます。

○田村経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長　ありがとうございます。

○西郷部会長　あともう一つありましたよね。品目の改廃に当たって統一基準を機械的に当てはめるのではなくて、今後の動向や何か、補聴器でしたか。

○松下臨時委員　そうです。

○西郷部会長　だから、それについてもどういう判断があったのか、統一基準以外に何か考慮するようなことというのがあったのかについて御説明いただければと思います。

○田村経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長　申し訳ございません。改正案の策定におきましては、今も実際の事例で示させていただきましたように、基本的には調査票上の同一分類、上位分類と同じに属する品目などの存在と、生産物分類に基づいた経済センサスの調査品目の定義といったところを主な判断材料としていますが、一部、当初、2020年の経済センサスにおけます出荷金額で、対象などの査定を行ったのですが、これも、これは直近の経済構造実態調査の状況や生産動態統計調査の結果に基づきまして、例えば2020年の段階では、100億円に満たない品目でありましても、経済構造実態調査の結果や生産動態統計調査の結果で、直近では100億円を満たすような品目になっておるようなものに関しましては、これは調整対象から対象外にするという形で、改正案から外しておるケースで、直近の調査結果を基に調査を拡大しておりまして、基準を満たすようになったものに関しましては、今回の改正案から除外するといった対応を行っております。

○松下臨時委員　4ページの一番下の「先行き」というところですよ。だから、改正案からはそもそも外していますけれども、業界団体との個別調整において、この先増える見込みはないでしょうかという聞き方をしているかどうかが、そもそも、例えば補聴器の廃止については異議なしと回答が返ってきたということでしたので、そのような時系列や人口動態等をお示しした上で調整されているのかどうかと思ったところです。

○田村経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長　補聴器に関しましては、ずっと減少傾向になっておりまして、先行きに関しましても、業界団体からは大きく増加する見込みがないという形でのヒアリングをさせていただいております。補聴器に関しましては、高齢の人口が増えているのですが、補聴器自身、海外への生産移管が進んでおりまして、国内の生産に関しましては、今後の先行きに関しましても減少傾向、これ以上、拡大する見込みはあまりないと業界団体から情報は頂いております。

○松下臨時委員　そのような調整もされているということですね。ありがとうございます。

○西郷部会長　どうもありがとうございました。ほかにございませんか。二村委員、よろしく願いいたします。

○二村委員　ありがとうございました。これこそ一つ一つの品目に関する詳細な質問になって、非常に御対応が大変なのだろうなと思いつつも、大変恐縮ですが、前回から「特別高圧・高圧電力用コンデンサ」に関して質問させていただいているものですから、その点、教えていただきたいと思います。前回、時系列のトレンドというか数年分を確認した上で、もう特別高圧・高圧のコンデンサに関しては100億を超えることはないだろうという、そのような御判断だと伺いましたが、何年分ぐらいのトレンドを御覧になっているかを教えてくださいたいのですが。

○田村経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 ありがとうございます。
今回改正案の策定の中では、2020年、令和3年の経済センサス、令和4年の経済構造実態調査及び、2020年以降、足元までの生産動態統計調査の動きを確認していきまして、直近では、2024年におけます生産動態統計調査の生産額や販売金額といったデータで、実際には基準未滿であるかどうかというところでの判断をさせていただいております。このため、2024年までの動向などを踏まえまして、改正対象を策定させていただきまして、それぞれ業界団体と調整をさせていただいた形になっております。

○二村委員 業界団体の方は金額の数字さえあればどうにかなるのだというお話で、今回問題なしという御判断だったと思うのですが、定常的にコンデンサで見る必要がないのだと言われれば、そのとおりかもしれないです。ただ、先ほどの松下臨時委員の補聴器のお話に似たところがありますけれども、今後データセンターが増えますと、恐らく高压電源になると思うのです。相当電力を使うと聞いておりますから、受電設備の方は高压ないし特別高压になる可能性もあるのではないかと想像しております。そのときに事業規模が大きくなっていく可能性があるのではないかなというのが1点です。

それから、先ほど、ここ5、6年の状況を御覧になって、おおよそのトレンドを確認されたということではありますが、ちょっとしつこくて恐縮なのですが、高压のコンデンサ、特別高压のコンデンサは、耐用年数は15年だそうです。そうしますと、一度入れてしまうと15年ないしそれ以上の期間使うことになります。需要が一巡して一時的に低くなっている、要は金額、生産量が低くなっている数年というのがある可能性があるのではないかと考えております。それで、例えば、自由化のタイミングを考えると2000年、2004年ないし2005年、2016年が大量導入のタイミングとなった可能性を考えますと、2020年ごろに取り換え需要でマックスになっている可能性があるかなとは思っているのですが、一方で現在はちょうど端境期的に、この業界が減少傾向にかかっているところとも読むことができます。そうなったときに統合されてしまって、将来的に業界が大きくなったとしてもデータの途切れているということは政策的に問題があるのではないかとこのところを質問いたします。突っ込んだ質問で恐縮ですが、お願いいたします。

○西郷部会長 よろしいですか。お願いします。

○田村経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 ありがとうございます。
こちらは業界団体の方との調整と合わせまして、所管原課への意見照会も実施させていただいておりますので、所管原課におきましても政策上、問題ないと判断をしていただいておりますので、政策上、問題が生じるという認識はございません。

以上になります。

○二村委員 そうすると、所管原課が特に問題がなく、業界団体の問題がないとなると、要は外部からそれを観察している研究者とか、そのような人間に関しての問題のみ残るところですね。ありがとうございました。承知いたしました。

○西郷部会長 パブリックコメントはしていなかったのですか、この点に関して。

○田村経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 部会長の御指摘のとおり、一般のユーザーの方に対しましても改正案の策定が全て終了した後、広くパブリック

コメントを実施させていただきまして、一般のデータ利用者の方からも御意見を募集させていただきました結果、こちらの方でも改正案に係る御意見は頂いておらず、改正内容には問題ないという形で判断をさせていただいております。ありがとうございます。

○西郷部会長 二村委員、よろしいでしょうか。多分御不満なのではないかなと思うのですけれども。

○二村委員 いえいえ、確かにコンデンサで見なくても、ほかのもので見ることもできるのかなとも思いますので、ただ統計が途切れると、その後、取り返しがつかないことにもなるのでどうなのかなと思った次第でございました。以上でございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。清水臨時委員、よろしく願いいたします。

○清水臨時委員 ありがとうございます。まず、本日御説明いただいた内容を伺い、改めて対象となる産業の幅広さを実感いたしました。今回の見直し内容も含め、これだけ多様な産業を対象とする統計について、点検や確認作業を継続していくことの大変さを改めて認識したところです。

その上で、廃止や統合の案を取りまとめるに当たり、業界団体や個別企業、さらには利用者へのヒアリングを実施し、その結果を踏まえて、経済産業省から御提案いただいているように、廃止するもの、統合するもの、継続するものを整理されているものと理解しております。もちろん、こうしたヒアリングが重要であることは十分承知しておりますが、一方で、その結果にはどうしても揺らぎが生じるのではないかという印象も持ちました。例えば、1年後に同じ質問をした場合には異なる回答が得られるかもしれませんし、逆に1年前に聞いていれば別の結論になっていた可能性もあります。しかし、統計は継続性が重要であり、その時々判断だけでなく、長期的な視点も求められるのだと思います。

私自身、明確な代替案を持っているわけではありませんので、具体的な提案を申し上げることは難しいのですが、今後はこうした判断の精度をさらに高めていくことが必要ではないかと感じました。その意味で、透明性の向上は一つの方向性ではないかと思います。対象となる産業が非常に幅広いことは理解しておりますが、例えば、それぞれの分野においてどのような業界団体がヒアリング対象となっているのか、業界団体名を一覧として示していただくなど、判断プロセスに関する情報をより公開していくことも有効ではないでしょうか。私自身、どのような団体から意見を聴取しているのか気になりながら説明を伺っておりましたので、そのような透明性の向上を通じて、判断の妥当性や精度をより高めていくことが重要ではないかと考えます。

特に質問というわけではなく意見になりますが、「ヒアリングを行った結果である」という説明だけでは、どうしても誰に聞いたかによって結論が変わり得るという懸念が残ります。また、本来は統合しても支障がない項目であっても、関係者が強く必要性を主張した結果として残されることもあり得ると思います。そのような意味で、ヒアリング結果をどのように客観化し、判断の精度を高めていくかについて、今後さらに検討の余地があるのではないかと感じました。

この点については、先ほどの低圧コンデンサや高圧コンデンサのお話を伺いながら改めて考えさせられました。私自身、特別高圧・高圧・低圧の電力スマートメーターの集計

に継続的に携わっておりますので、その違いを日頃から見いております。低圧は件数が非常に多いため存在感が大きく見えますが、特別高圧は件数こそ少ないものの、近年はデータセンターのような大規模需要家の増加によって、電力消費量は大きく拡大しています。

そうした状況を考えると、コンデンサについても、単純に統合の可否だけではなく、どのような用途や需要構造の変化が起きているのかを踏まえて判断する必要があるのではないかと感じます。生産動態統計として見た場合にも、生産が国内向けなのか国外向けなのかという視点がありますし、データセンター関連設備のように海外依存度が高い分野もあります。また、関連する設備や部品についても、国内調達と海外調達が混在しているケースがあります。そのような状況の中で、単純に統合してよいのかという問題は、コンデンサに限らず様々な分野で生じ得るのではないかと思います。

したがって、その時点でのヒアリング結果だけを基に判断を行うことに対して、若干の不安を感じたというのが率直な感想です。先ほどの二村委員のお話を伺いながら、その点を改めて強く認識いたしました。

取り留めのないコメントとなり恐縮ですが、今後の検討に当たっての一つの論点として記録に残していただければと思い、発言させていただきました。

以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。多分検討の客観性と、それから透明性をどのように確保していくのか、品目が多いので一つ一つやっていくのは大変だとは思いますが、そのような面がどのように確保されているのか、それを対外的にどう公表しているのかだと思うのですが、例えば業界団体の名前を、検討の過程を研究会で開いていただいているわけですが、研究会の議論の要旨のようなものが外部から見られるような格好になっているのかどうかですよね。

あと、業界団体の名前を公表する、検討のときに相談した業界団体の名前を公表することができるのかできないのかということだと思えるのですが、そのような検討の過程の客観性と透明性がどのように確保されているのかということと、あとは第三者がそれを確認したいときに、どのようにして確認できるのかだと思うのですが、今回、この部会にこのように報告していただいたので非常に細かく内容を知ることができたわけですが、これと同じように研究会も、ここまで細かなくても概要のようなものでも構わないので、何か外部から見られるような形にできるかなのですが、その可能性はいかがでしょうか。

○田村経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 ありがとうございます。研究会、調査研究事業につきましては、報告書等が公開という扱いになっておりまして、調査研究事業の報告書という形で参照していただくことが可能になっております。

ただ、今回の資料に関しましては、席上配布という扱いにさせていただいた経緯も、個別の業界団体名は公表を行わずに報告書も作成しているというところがございますし、また、内部の調整プロセスもございまして、なかなか今回の資料のように個別に踏み込んだ内容は、報告書でも参照することはできないかなと思っております。そのような意味では、今御指摘いただきました透明性といったところに関しましては、今後の検討課題になると

考えております。

○西郷部会長 報告書自体は閲覧することができるわけですね。公開されているので。

○田村経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 はい、さようです。

○西郷部会長 ただ、きっと紙ですね。ウェブ上ではどうですか。

○田村経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 いえ、確かインターネットで公開させていただいております。

○西郷部会長 インターネットでも見られるのですか。分かりました。というわけで、清水臨時委員、もともと質問ではないというお話だったのですが、何か追加的に御意見あれば伺いたいと思います。

○清水臨時委員 いえいえ、もしそのような報告書があれば、私たちでいう論文、レファレンスという感じで、最後にそのような報告書があるというような、報告書一覧のようなものが出ているだけでもいいかなと思いましたというのが1つ目です。

我々が論文を書く際にヒアリングをしたときには、ヒアリングの日時とか誰に会ったというようなことも承諾を取って、インタビューの客観性のようなものを取りながら、インタビューの論文を書いているので、むしろ可能であるならば、それぐらいのところまで透明性を高めていただくと。どうしても、業界団体に聞きました、大丈夫でしたといっても、どのような業界団体だろうと思いつつも、その言葉を信じてここで判断しなければいけないところがあるものですから、一步一步だと思いつつも、そのようなところを高めていっていただけるといいなと思いつつも今聞いておりました。

以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。ほかに御意見ございますか。小西臨時委員、よろしく願いいたします。

○小西臨時委員 ありがとうございます。前回の部会を経て、非常に詳細な資料を作っていただき、まずは本当にありがとうございます。多分すごく時間がかかったし、大変だったと思います。私は1枚目の第1回部会における御指摘事項と補足資料の対応をしていただいて、ここの部分の(1)だとBの2ポツ目とか、イのところだとAの最初とかについて、主に補足資料⑤や⑥について質問したので、そちらについてコメントをしたいと思いつつも。

まず、先ほどの清水臨時委員のコメントですと、透明性という言葉は本当にキーワードとして持っていただくとよいと思います。大きな変更があった後も、利用者や社会一般の方たちに対して、統計自体は断絶してしまうけれども、思考プロセスの過程においては透明性を持って議論がされたし、客観的な検証もされたと納得していただけるのではと期待します。その納得感のためにも是非やっていただきたいと思います。研究報告書自体がウェブで出ることなので、例えば答申案や公に出している資料などで、例えば、ヒアリングを何件、誰に行ったなどは書けなくても、研究会は何回開催したかといったこととか、出せる数字は同じように出していただくと、わざわざ報告書を読まない方たちでも、研究会を例えば10回、20回やって大変だったなということが分かると思うので、回数とか時期とか、時期は書いていましたけど、何かそのようなものが分かるといいかなと思つ

てお聞きしていました。

席上配布の資料に移っていただいて、私の質問は、もう皆さん言っていたので、細かいことなのですが、14ページです。「破碎解体機」と「破碎機」を統合することによって、もともと「破碎解体機」で聞いていた「受入」、「出荷」、「月末在庫」を廃止するというので、ピンク色で網かけしていただいているように、破碎解体機のところで実質、ほとんどが回答されていないということで、この項目を落とすことの御説明を理解しました。それはいいというか、取り続けたらいいと思うのですが、統合するとして、そうすると統合されたときに、破碎解体機と破碎機の生産数量や販売数量は統合されてしまうわけですね。例えば破碎機だけ見ている人たちにとってみたら、破碎解体機が入ってしまって公表されたとすると、もともと破碎機だけを見たかったのにということが起こると思います。そのようなことの説明として次の15ページでは、金額と数量でそもそもどれだけ違いがあるかというような説明があったので判断がしやすかったのですが、ここに、破碎機と破碎解体機を統合して、数量や金額を見たときには似通っていたのですかというのがまず、1つ目の質問になります。

2つ目は、15ページの高圧電力用のコンデンサのところなのですが、先ほど二村委員と清水臨時委員が十分お話くださったのですが、生産動態統計調査がほかの統計調査と比べて非常に価値が高いと私が思っているところが、量のデータを単一で取れているところだと思うのです。ですので、今回、これは見方によるとか、相関係数があまり高くないし、似ていないから金額だけでいいと判断したとも取れてしまう書きぶりになっているのですけれども、これだけトレンドが違ふということは調査し続けた方がいいだろうということでもあります。先ほどから二村委員が御説明されたようにデータセンターの話があって、一旦入ってしまったら次の入替えまでの期間があって、今たまたまその端境期だったとしたら、この数値をどのように判断するかという問題もあると思うので、統合せずにおくことはできるのかというのが質問の2つ目です。なぜかという、政府の戦略の17の重点課題にはAIについてたくさん入っているの、そのうちどうなっているのだというような、データを使ってというようなことがあると思うので、そのようなことは考えなくていいのかというのが2点目になります。

3点目は18ページに行っていただいて、これもすごくよく作っていただいた、右側の表がいいなと思ったのですが、「そ毛」のみ報告している事業所もあれば、「紡毛」も両方とも報告している事業所が4という御説明だったのですよね。それで、誰にとってどのような負担が軽減したのか、増えたのかということの御説明があるとありがたいと思います。それがどこに通じるかというと、これは本当によく作成していただいたと思うのですが、22ページ以降の負担軽減率の計算、私は調査票がいくつ来るのかを、例えば、実際に、事業所に30来ていた調査票が15になりましたというようなイメージをしていたのですけれども、それよりもっと詳しく、実際は該当するところをセルで答えるからということで、セル数で作っていただいて本当によかったなと思っています。

ここでいうと、さっきの「そ毛」とか「紡毛」の話もありますけど、負担が減ったところを書いていただいているのですが、統合によって負担が増える人たちはいるのかという

のが質問の4点目になります。統合によって、回答負担が増える人はいないということならば、いいでよいです。また、24ページからの表は、もしできるのであれば、改正前記入セル数、改正後記入セル数の隣に事業所数などは書けるのですか。この負担軽減率を計算した事業所数のようなものが入ると、より全体としての負担が減った、どれぐらいの負担が減ったのかが分かると思いました。

以上です。ありがとうございます。

○西郷部会長 4つ質問がありましたけれども、2番目が少し重たいかなという感じが。

○田村経済産業省大臣官房調査統計グループ鉦工業動態統計室長 御指摘ありがとうございます。一点ずつ回答をさせていただければと思います。

まず、14ページ、「破碎解体機」と「破碎機」の動向についてです。グラフによります確認は、生産と販売に関しましての確認は行っておりません。類似線に関する検証は行っていないということでございます。この場合でございますけれども、業界団体の方から打合せの要請を頂きまして、品目の統廃合に関しまして、業界団体との意見交換、調整する中で利活用状況や、品目定義において統合の可能性を御確認させていただく中で、了承を頂いておる形でございます。御指摘いただいたような、動向によります検証は実施していない形でございます。

次に、15ページのコンデンサに関しまして、お示しさせていただきましたとおりで、先ほどの回答と重複いたしますけれども、業界団体及び所管原課にも意見照会させていただきまして、これは政策的に統合という形を取りましても支障がないという御回答いただいているところもございまして、政策的な視点で、所管原課にも改正内容を御確認いただいている形で、今後の利活用状況を踏まえた上で御回答いただいている形で認識をしております。

続きまして、18ページ、「そ毛」、「毛織物」の生産内訳の統合でございます。こちらは御指摘のとおり、「そ毛」のみを報告していただいている事業所数が、現行の「紡毛」の報告を頂いている事業者と、あと2品目両方報告いただいている事業所の件数と比べましても、対象事業者数は多い形になりますので、そのような意味では、令和6年以降、「紡毛」のみの生産内訳を調査させていただいておりますが、記入者負担という意味では、令和9年以降、「そ毛」の御回答を頂いている事業者にも回答を頂く形になりますので、記入者の御負担は増えてしまう形ではございます。そのような意味では、ある程度、もちろん記入者の負担が増加はしてしまうのですが、その上で、業界団体としましても、生産内訳欄の情報を継続して取得したいという御要望があるところで、今回、品目の統合、製品欄の品目統合に合わせて生産内訳欄の品目も、製品欄とのデータの整合性を図るためにも統合させていただく形で、業界団体にも御了解を頂けたと状況でございます。

最後、22ページ以降の記入者負担軽減率の状況でございます。事業所数のカウントは可能でございます。なかなか増加分というところ、算出ができていない部分に関しましては、まさしく改正前、改正後の数値が作れなかったというものでございます。事業所数自体は、記載は可能かと考えております。

以上になります。

○西郷部会長 小西臨時委員、事業所数の記載がどうしても必要なのかは、やはり追加的な作業にはなると思うのですけれども、どうしても必要でしょうか。

○小西臨時委員 どうしても必要というか、パーセントを出すときに事業者数を使っていますよね、きっと。数字はあるのですよね。

○西郷部会長 なるほど。あまり、追加的な労力がなくてできることであれば、次回答えていただくということで。

○小西臨時委員 規模感が分からないと思うのですよね。一つ、こんな大きな改定をするときには、客体の負担が減ることはとても大きな論点だと思うので、パーセントだと規模が分からないので、分かるといいなと。パーセントを計算するときに分母で使っているのも、もしそんなに大変でなければという程度です。絶対にしてほしいという意味ではありません。

○西郷部会長 どうですか、田村室長。大変であれば、本来の統計作成という本務がある中でこの部会への対応をしていただいている状況ですので、あまり無理は申しませんけれども、御検討いただくというか、もし可能であれば御対応いただければと思います。

○田村経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 分かりました。

○西郷部会長 現時点で12時7分ということで、7分程度過ぎてしまっているのですけれども、小西臨時委員、追加的に御質問等ございますか。

○小西臨時委員 コメント、リプライさせてください。1個目の質問に対して、業界団体の方たちから特に異論がなくて、統合に対して問題がなかったのも、グラフによる検証はされなかったということですから、これについて部会に出してくださいとは言いませんけれど、現場の皆様たちには気にはしてほしいのですよね。これを統合したときに、チェックしているのかもしれないけれど、売上げ等がほかの品目とどのようなグラフと違いがあるかというのは、数字を作って数字が大好きな人たち、私もそのタイプですけど、気にしてほしいなと思います。出していないことに関しては、理由も含めて了解しました。

15ページについては、「特別高圧・高圧電力用コンデンサ」と「低圧電力用・機器用コンデンサ」を統合することについては、所管原課からも、政策の現場からも反対はなかったということで、それを繰り返し御説明いただいたので納得はしますが、だとしたら、統合することはいいいけれども、統合したら生産数量もやめてしまうのではなくて、生産数量は残せないのかというのが質問なので、これは次回以降、また質問させていただけたらと思います。

18ページの「そ毛」と「紡毛」について、客体負担が減ることが大事だということを私は言いましたが、客体負担が増えても必要なものが取れるようになるということは意味があると思うのですよね。それで、このように大幅にいろいろなものが縮減されたり統合されたりする中で、調査事項が増えて知ることができる項目が増えることは、いい例だと思います。負担をかけてしまうけれども、「紡毛」の事業所にも答えてもらうことによって分かることがいいと思うので、そのような例があれば知りたいと思います。

最後、4個目の事業者数ですけれども、これはもしできたら規模感が知りたいという程

度だったので、何なら合計だけ、例えば、全体の合計で何事業所がセルの削減に関連しましたといったような、一つでも記入セル数が削減した事業所が何個以上ありましたといった感じでもいいので知れたらいいなと思って質問しました。追加でやってくれという要望ではないです。

以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。今の時点で12時9分ということで、少し時間を超過してしまっていて申し訳ないのですが、ほかに質問等ございますか。特に前回質問していただいた松下臨時委員、よろしくお願いします。

○松下臨時委員 前回も類似の質問をしたのですが、回答するセル数は減ったとしても、回答者が事前に統合する必要があるという意味でいうと、もしかしたら回答者の負担がむしろ増えるかもしれないというところを危惧しております。改めて総合的な負担軽減についても今後、気にしていただきたいというところで、述べさせていただきます。

○西郷部会長 すみません、松下臨時委員、今音声がところどころ途切れていたのですが、質問の内容がこちらに必ずしも正確に伝わっていないのですが、私が捉えたところでは、回答者の負担が増えるような場合もあるのだけど、そこまで総合的に考えて負担軽減というものを考えてほしいと、そのような御意見でよろしいでしょうか。

○松下臨時委員 そうです。セル数の負荷という定量的な部分ではなくて、回答するときに、一つ一つ数字を持ってきて合算しなければいけないとなると、かえって手間が増えるというケースもあり得るかもしれないというところを検証いただきたいと思いますし、検討いただいているということでよろしいですねということでした。

○西郷部会長 セルの数だけではなくて、例えば統合することによって、事業者の方が合計を自分でしなくてははいけなくなるから、かえって負担だとかそのようなことがあるのではないのかという御懸念だと思いますけども、そのようなところまで考えて、記入者負担というのは御検討いただいていると、そのような理解でよろしいですね。

○田村経済産業省大臣官房調査統計グループ鉦工業動態統計室長 品目統合によって記入者負担が増えるところの定量的な情報を把握することができないために、記入者の負担軽減という形で定量的な情報で整理しようとするすると、御回答させていただいているセル数や事業所数といったものになってしまうのかなと思ひまして、今御指摘いただきましたように、例えば品目統合によって合算をしなくてははいけなくなる負担という情報を定量的に把握させていただくことが難しいと認識しております。このため、それらの要素も含めて記入者負担率で判断するのは難しいのかなとは考えております。

○松下臨時委員 分かりました。定性的な情報についても、誰かにとってはかえって答えにくいといったことがある可能性ももしあれば、御検討に入れていただければと思います。これは質問というよりはお願いになります。ありがとうございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございました。まだ御質問等あるとは思いますが、もう時間も過ぎておりまして、最初に御説明がありましたとおり、今回、申請内容に大きな変更が加えられたこともありますので、本日何かを決定するのは難しいと私は思います。ですので、今回も何か決定をするのではなくて、また、変更が加えられた申請内容につき

まして、また新たに御質問があることもあると思いますので、それも全部含めて次回、また今回の審議の続きをやらせていただきたいと思います。

それに関しましては、特に今回、変更が加えられた点について質問等がある場合には5月13日までにメールで事務局に意見照会をしていただければと思いますので、それを含めて、次回、今度は必ず何らかの決定はしなければいけないと思いますので、そちらで決定をさせていただきたいと思います。

以上で、今日の部会はこちらまでですけれども、何か最後にこれだけは言っておきたいということがございますか。

それでは、予定していた時間を15分ほど過ぎておりますけれども、本日の審議はここまでとさせていただきたいと思います。第3回、次回の部会では今回の質疑応答の続きからやらせていただくということで、特に変更された申請内容について、御質問がある場合には5月13日までに事務局にお寄せいただければと思います。

また、本日の部会での審議の模様につきましては、5月の統計委員会において私から報告をさせていただきます。

それでは、事務局の方から連絡をお願いいたします。

○渡辺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官 事務局でございます。

次回の生産動態統計調査の審議に係る部会につきましては、5月29日金曜日、午後1時から開催いたします。次回も対面及びウェブでの開催を予定しております。

また、先ほど部会長からも御案内がありましたとおり、本日の部会審議の内容について、追加の御質問やお気づきの点等ございましたら、5月13日水曜日、午後3時までにメールにより事務局まで御連絡をお願いいたします。

最後に、本日の部会の議事録につきましては、事務局で作成次第、メールにて御照会いたしますので、こちらにつきましては御確認もよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○西郷部会長 それでは、以上をもちまして、本日の部会は終了といたします。次回の部会審議もどうぞよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。これで閉会といたします。